

第2章第12部  
放射線治療

放射線治療料

放射線治療管理料

(項目の変更)

1 1門照射又は対向2門照射を行った場合

2 非対向2門照射又は3門照射を行った場合

3 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行  
った場合

1 1門照射、対向2門照射又は外部照射を行  
った場合

2 非対向2門照射、3門照射又は腔内照射を  
行った場合

3 4門以上の照射、運動照射、原体照射又は  
組織内照射を行った場合

ガンマナイフによる定位放射線治療

(点数の見直し)

63,000点

50,000点

密封小線源治療	密封小線源治療	密封小線源治療（一連につき）
（区分の見直し）		
（項目の変更）	<p>3 組織内照射</p> <p>イ 高線量率イリジウム照射を行った場合 7,500点</p> <p>ロ その他の場合 6,000点</p>	<p>3 組織内照射</p> <p>イ 前立腺癌に対する永久挿入療法 48,600点</p> <p>ロ 高線量率イリジウム照射を行った場合 7,500点</p> <p>ハ その他の場合 6,000点</p>
（注の追加）	（新設）	<p>注4 前立腺癌に対する永久挿入療法を行った場合は、使用した線源の費用として1個につき630点を加算する。ただし、この場合において、注6の加算は算定できない。</p>